

未就学児の軽減制度を創設

未就学児を対象に、一人当たり課税する均等割の半額を軽減します。

この軽減制度は、所得による制限はなく、軽減を受けるための手続きも要しません。



上限額を見直し

地方税法の改正に伴い、保険税の上限額を 99 万円から 3 万円引き上げ、102 万円となります。

区分	医療分	後期分	介護分
上限額	650,000円	200,000円	170,000円

新型コロナウイルス感染症の影響による減免

令和 2 年度から実施している、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入が昨年より減少した世帯等の保険料を減免する特例制度を今年度も延長します。

減免を受けるには手続きが必要となります。詳しくは住民課までお問い合わせください。



対象 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに納期限がある令和 4 年度分の国保税
※一部令和 3 年度分(納期限 R4. 4. 1~)、3 年度末に資格取得した等。

減免要件 新型コロナウイルス感染症により

- 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯。【全額減免】
- 主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した世帯。【全額減免】
- 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、以下の要件を全て満たす世帯。【全額~2/10 減免】
 - 令和 4 年中の事業収入等のうち、前年(令和 3 年)に比べて 30% 以上減少する見込みであること。※令和 4 年 4 月 1 日以降に納期限がある 3 年度分国保税は、令和 2 年比 30% 以上減。
 - 前年合計所得が、1,000 万円以下であること。
 - 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年合計所得が 400 万円以下であること。

必要書類 減免要件「1」に該当：診断書の写し
 同上 「2」に該当：退職証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等
 同上 「3」に該当：主たる生計維持者の事業収入等が減少したことが分かる書類等
 ア：世帯主及び当該被保険者全員の前年の収入が確認できる書類(確定申告書、源泉徴収票等)
 イ：世帯主の現年の収入が確認できる書類(収入申告書、帳簿等の写し、給与明細書等)

※保険金や損害賠償金等による補てんがあるときは、収入見込み額に含めます。ただし新型コロナウイルス感染症の影響により国、道及び町などから支給される各種給付金は、含めません。

手続期限 令和 5 年 3 月 31 日まで

■ お問い合わせ ■



黒松内町 住民課 小坂・黒滝
 〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1
 TEL 0136-72-3312 FAX 0136-72-3316
 E-mail: zeimu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp HP: https://kurojyu.jimdofree.com/

住民課ホームページ▶



令和 4 年度分から

「資産割」を廃止します。

令和 12 年
国保税率
全道統一へ
向け



平成 30 年の国民健康保険(以後「国保」)制度改革により、国保税率は都道府県単位で統一するとされ、北海道では道国保運営方針で「令和 12 年度に統一を目指す。」としています。

本町においても統一国保税に向け、令和 4 年度分の国保税算定から「資産割」を廃止した新たな税率へ移行することになりましたので、皆様にお知らせします。

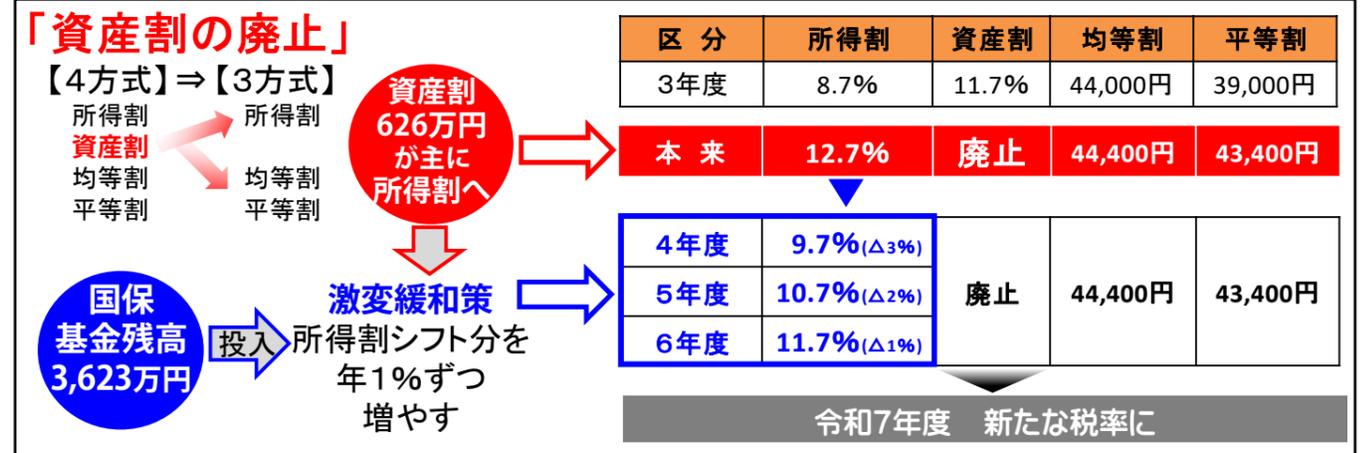
▶統一保険税とは
 都道府県単位で、国保税の算定方式を統一するとされ、同じ所得、年齢層、世帯構成であれば、北海道内どここの市町村でも同じ保険税額となります。

資産割の廃止により

これまで資産割で賦課していた 626 万円(3 年度ベース)が減額となりますが、その額は主に所得割へ移行させることとなります。

所得がある方の影響が大きいことから、令和 4 年度に全て移行させるのではなく、国保会計基金を活用して本来 8.7%(令和 3 年度)から 12.7%まで引上げなければならない所得割の率を、令和 4 年度分から 3 年間(令和 6 年度まで)1%ずつ段階的に引上げる激変緩和策を講じます。

また、令和 6 年度の段階で、国保会計の運営状況、北海道の統一保険税に向けた対応などを考慮して、令和 7 年度には新たな税率を設定する予定です。



世帯ごとの国保税は

◆モデルケース試算[4~6年度] ※下段3年度比

所得割を年1%ずつ3年間段階的に引上げる激変緩和措置により、国保基金から約 800 万円を充てる予定です。

激変緩和措置による1世帯当たりの平均軽減額は、4年度が約 1 万 1 千円、5年度が約 7,600 円、6年度が約 4,600 円と試算しています。

国保税額は、世帯の構成員、所得状況により変化します。町では右表のモデルケースにて試算しましたので、参考として御覧ください。

	3	4	5	6
① 一人世帯 [40代]世帯 所得:0円 資産:0円	24,800	26,300 ▲1,500	26,300 ▲1,500	26,300 ▲1,500
② 一人世帯 [60代]世帯 所得:0円 資産:5万円	63,300	26,300 ▲37,000	26,300 ▲37,000	26,300 ▲37,000
③ 二人世帯 [60代]世帯 所得:130万円 資産:5万円	176,600	156,000 ▲20,600	164,700 ▲11,900	172,500 ▲4,100
④ 二人世帯 [40代]世帯 所得:200万円 資産:0万円	215,500	234,100 ▲18,600	249,800 ▲15,700	263,900 ▲14,100
⑤ 二人世帯 [70代]世帯 所得:340万円 資産:30万円	508,300	347,500 ▲160,800	377,200 ▲70,300	403,900 ▲26,700

国保税の計算は

令和3年度まで、所得割・資産割・均等割・平等割の四つの区分に分かれていて、その合計額が年税額になっていましたが、令和4年度以降からは資産割を除いた三つの区分で計算をします。病気やケガをしたときの医療費の財源となる医療給付分と75歳以上が対象の後期高齢者医療制度を支えるための財源となる後期高齢者支援金分を計算し、40歳から64歳までの人は更に介護サービス費に充てるための介護納付金分を計算して合算します。

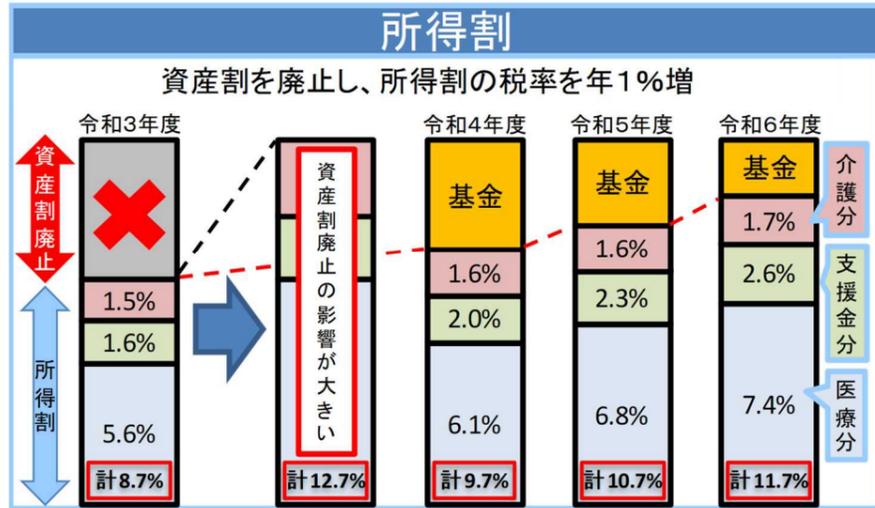
$$\text{保険税} = \text{所得割} + \text{資産割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

$$= \text{世帯所得} \times \text{税率} + \text{資産税額} \times \text{税率} + \text{固定額} \times \text{人数} + \text{固定額 (1世帯)}$$

廃止

令和4年度からの所得割は

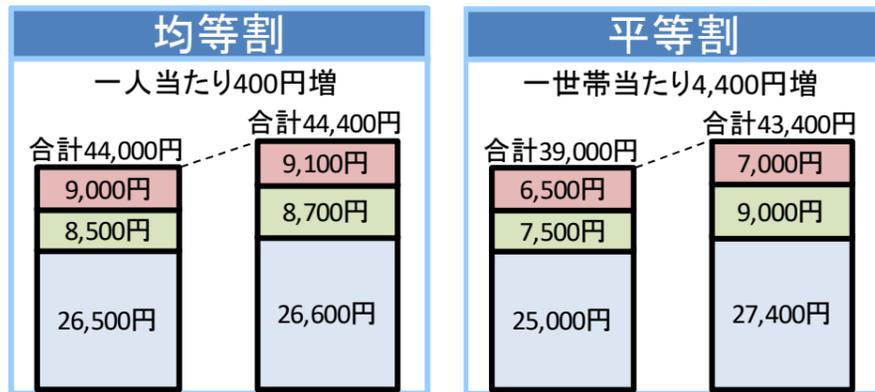
前年の所得に応じた計算になる所得割は、資産割を廃止することにより本来であれば、従来までの税率8.7%から12.7%まで引上げることになりますが、国保会計基金を活用することにより、令和4年度から令和6年度まで、1%ずつ段階的に引上げることによって被保険者の急激な負担を軽減しています。



均等割と平等割は

資産割を廃止することにより、その額は主に所得割に移行しますが、均等割と平等割にも移行します。

世帯における国保加入者の人数に応じた均等割額は400円上がり、世帯にかかる平等割額は4,400円増になっています。



国保税の特別徴収

国保税の特別徴収（年金引落とし）の対象となる方は、次の①～③の条件を全て満たす世帯主です。

- ① 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主
- ② 年額18万円以上の年金を受給している世帯主
- ③ 介護保険料が年金から引落としされている世帯主

ただし、次のいずれかに該当する場合は、年金引落としの対象となりません。

- ・引落とし合計額が年金支給額の1/2を超える場合
- ・本年度中に75歳に到達する方がいる場合
- ・納付方法を口座振替への切り替えを申出された方

= 注意 =

年金引落としから口座振替への変更を希望される場合は、申出書の提出が必要となります。（口座振替の手続きだけでは切り替えできません。）

国保税の軽減措置

倒産・解雇・雇用止めなどの理由で退職された方が安心して医療にかかれるよう、非自発的な理由で失業し国保に加入される方の国保税について、失業から一定の期間は前年の給与所得を30/100として算定しますが、対象は以下の全てに該当する方です。

- ① 離職日時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、公共職業安定所（ハローワーク）が認めた「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に当てはまる方

- ※「特定受給資格者」…倒産解雇等の事業主都合により離職した者
- ※「特定理由離職者」…労働契約の期間満了などにより離職した者

お気軽に御相談ください。

国保税を滞納した場合

国民健康保険税を滞納すると次のような措置をとる場合があります。

納付が困難な場合は、早めに御相談ください。

- ・督促料や延滞金を加算する場合があります。
- ・財産（不動産、預貯金、給与等）の差押え処分を受ける場合があります。
- ・国民健康保険の給付（療養費、高額療養費、出産祝い金等）を差し止める場合があります。

安価な薬を希望する方は

新薬と同等の効き目と安全性が確認されたジェネリック医薬品を利用したい方に、希望カードを配布しています。受診の際に御利用ください。



◆ 国民健康保険税のお支払いは ◆

◆ 口座振替を御利用ください

口座振込の手続きをすると、納期限日に指定した口座から自動的に税を引落としします。

詳しくは、住民課税担当までお問い合わせください。☎0136-72-3312



口座振替が可能な金融機関

- 北海道信用金庫
- ようてい農業協同組合
- ゆうちょ銀行
- ※郵便局での手続きとなります。

= お知らせ =



古い保険証は町へ返却または破棄してください。

今お使いの保険証は有効期限が令和4年7月31日まで

8月1日より新しい保険証に変わります

◆7月中に郵送します◆



限度額適用認定証の更新も忘れずに

限度額適用認定証の有効期限は7月末までです。必要な方は更新手続きを。